

議案第 88 号

三田市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

三田市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 26 年 11 月 28 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市立幼稚園条例の一部を改正する条例

三田市立幼稚園条例（昭和39年三田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園」を「三田市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）」に改める。

第5条の見出しを「(保育料)」に改め、同条第1項中「及び入園料」を削り、「別表のとおり」を「9,350円を限度として、幼稚園に在園する者に係る支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して教育委員会規則で定める額」に改める。

第6条中「入園料は入園時に、保育料は毎月」を「保育料は、毎月」に改める。

第7条中「及び入園料」及び「いかなる理由があつてもこれを」を削る。

第8条中「又は入園料」を削る。

別表を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年度に幼稚園に入園した者に係る保育料（施行の日の属する月以後の月分のものに限る。）の額は、この条例による改正後の三田市立幼稚園条例第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定める。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。